基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十九年十月十一日を基準日と定め、同日現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十九年十月二十三日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十九年九月二十五日

東京都新宿区新宿二丁目一九番一号

株式会社ゼネテック

代表取締役　上野　憲二

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十九年十月十五日を基準日と定め、同日十七時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十九年十一月二十七日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十九年九月二十五日

東京都新宿区下宮比町二番二九号

株式会社帆風

代表取締役　犬養　新嗣

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十九年十月十日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十九年九月二十五日

名古屋市東区橦木町三丁目二九番地

株式会社サワムラ

代表取締役　穂積金兵衛

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年十月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年九月二十五日

北海道函館市末広町一〇番一六号

函館度量衡株式会社

代表取締役　本郷　嘉彦

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年十月十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年九月二十五日

新潟県新潟市秋葉区新津本町一丁目五番一〇号

株式会社イザワ靴店

代表取締役　伊澤　健

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である呉承鎭が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年九月二十五日

東京都新宿区西新宿六―一〇―一日土地西新宿ビル一〇F　株式会社イーエムネット

日本における代表者　呉　承鎭

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である安井裕子が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年九月二十五日

東京都国分寺市内藤一丁目二番地七グローヴテラス国立二〇三

ニュー・マリン・プロジェクト・リミテッド

日本における代表者　安井　裕子

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である松本恵子が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年九月二十五日

名古屋市天白区元植田一丁目二一〇一番地

グレイス植田三一六

青島環太経済合作有限公司

日本における代表者　松本　恵子

限定承認公告

本籍東京都東久留米市小山一丁目九番、最後の住所東京都東久留米市小山一丁目九番二号

被相続人　亡　河村　龍介

右被相続人は平成二十九年七月十六日死亡し、その相続人は平成二十九年八月三十日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月二十五日

東京都東久留米市小山一丁目九番二号

相続財産管理人　河村　智之

限定承認公告

本籍石川県加賀市山中温泉東桂木町ヌ五四番地、最後の住所福井県敦賀市鋳物師町一三番二三―三号　越本アパート

被相続人　亡　柏原　武夫

右被相続人は平成二十九年六月二日死亡し、その相続人は平成二十九年九月十二日福井家庭裁判所敦賀支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月二十五日

北海道中川郡美深町東六条南二丁目二九八―二六

限定承認者　柏原　義嗣

持分の払戻し公告

当社は、当社社員ジェイ・ティー・テクノロジー・シーオー・エルティーディーの退社に伴う持分の払戻しとして、当社の純資産額を超える三千四百八十万円の払戻しを行います。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年九月二十五日

東京都港区麻布台二丁目一番二―一四〇六号

Ｒｉｃｈ　Ｓｏｌａｒ　Ｅｎｅｒｇｙ合同会社

代表社員　Ｒｉｃｈ　Ｓｏｌａｒ　Ｅｎｅｒｇｙ一般社団法人

職務執行者　福岡　武彦

登録金融機関業務の廃止の公告

当組合は、平成二十九年十月三十一日をもって登録金融機関業務を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに登録金融機関業務に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当組合が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十九年九月二十五日

宮城県岩沼市中央二丁目五番三〇号

岩沼市農業協同組合

代表理事理事長　髙橋　敏也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を六億八千万円減少し六十二億四千四百五万円とすることにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年四月四日

掲載頁　六十二頁（号外第七十二号）

平成二十九年九月二十五日

東京都港区元赤坂一丁目一番八号

大阪本町南特定目的会社

取締役　林　令史

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を一億五千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000468/uzb7/

平成二十九年九月二十五日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　水インベストメント特定目的会社

取締役　井出　清彦

訂正公告

平成二十九年九月十五日（号外第二〇〇号）掲載の左記会社に係る合併公告並びに決算公告（枠組）中、甲の住所「名古屋市東区泉出来二丁目四番八号」とあるは「名古屋市東区泉出来二丁目四番一八号」の誤りにつき訂正します。

平成二十九年九月二十五日

名古屋市東区新出来二丁目四番一八号

（甲）株式会社明照会労働衛生コンサルタント事務所

代表取締役　小倉　行雄

名古屋市中区丸の内三丁目八番一号

（乙）株式会社好日

代表取締役　五十嵐夕紀

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　九月二十二日付特第二〇号　付第二〇七号九六ページ●

八ページ●同日付特第二一号二ページ●同月二十五日　同日付政府調達第一八一号二四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月二、六四一円（本体二、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）（配送料別）